平成２４年（フ）第９７号
青森県八戸市多賀台３丁目10番地２　多賀台公務員宿舎１―406、前住所青森県八戸市大字市川町字浜23番地40
債務者　松本　道子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
熊本市南区近見４丁目11番11号
債務者　村山　友広
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７６号
熊本市南区近見４丁目11番11号
債務者　村山　美香
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１５号
熊本市中央区水前寺６丁目６番56号　中村ハイツ101
債務者　北内　　洋
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３１号
熊本市北区硯川町1395番地
債務者　後藤　英樹
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６０号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番45―215号
債務者　渡部　佳苗（旧姓浅沼）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０２号
札幌市北区北40条西４丁目２番５―505号、申立時の住所札幌市北区篠路９条１丁目４番３号　メゾンイズミ203号
債務者　谷村　由香
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４７６号
札幌市東区北16条東12丁目２番16号　ラファイエN16ＤＺ号
債務者　西川　朋美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６００号
札幌市中央区南２条西８丁目10番地　シャンボール南２条404号
債務者　寺山　俊丞
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６１６号
札幌市清田区清田７条２丁目８番32号
債務者　中山　貴宏
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７号
千葉県山武郡大網白里町大網515番地　長門貸家３号
債務者　山口　純一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７９号
名古屋市西区長先町273番地の１　ハイツＮＯＡ103号
債務者　佐糸　明吉
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２号
京都府福知山市字堀3466番地の12　パシェロンＳ201号
債務者　矢島　佑起
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３２６５号
大阪府東大阪市水走１丁目３番54号
債務者　藤澤　由賀（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８８８号
大阪府茨木市新中条町８番19―218号
債務者　秋田　良子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９７４号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番102―212号
債務者　山脇　　實
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部